



#### ④ 技能を有する者の状況確認

##### 水道法施行規則第36条第2号

(1)配水管から分岐して給水管を設ける工事[配水管への分水栓の取付、せん孔]及び(2)給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事[給水管の接合]を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

上記(1)及び(2)の工事を施行しないため該当なし。

● 保有する資格を証明する書類の写しを添付してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	上記(1)及び(2)両方の施工経験 を有している (○×を記入)	直近の施工年度	保有している資格 (資格が無ければ×を記入)

#### ⑤ 給水装置主任技術者等の研修受講実績

##### 水道法施行規則第36条第4号

給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

● 外部研修の場合は受講を証明する書類の写しを添付してください。

● 自社研修の場合は、具体的な研修内容を示す書類（研修資料等）の写しを添付してください。

受講者名 (公表対象外)	研修会名・実施団体	受講年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

記入欄が不足する場合は、必要に応じてコピーしてください。